



6佐総第266号
令和7年3月31日

佐久市代表監査委員
佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清



令和6年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する措置について（通知）

令和7年1月28日付け6佐監第31号で提出のあったこのことについて、別紙のとおり措置状況について通知します。

総務部総務課
（課長）清水
（担当）木下（内線423）

令和6年度定期監査報告等への措置状況一覧表

定期監査報告

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
(代表課) 総務部 総務課	(1) 監査資料の不備について 監査資料における重点事業の記載漏れ、数値等の誤り、また現状に沿わない過年度監査資料からの間違った複写など、不備が多く見られました。 審査を行う上での重要な資料のため、事業内容の精査をしっかりと行って、訂正がないよう正確な資料を提出してください。	資料の作成に当たっては、誤りがないように心がけているところですが、ご指摘を踏まえ、事業内容について毎年度精査を行うとともに、複数人による記載内容のチェックを行うなど、正確な資料作成を行います。 これまでも口頭等により指摘を受けている事項ですので、再度繰り返すことがないよう、改めて庁内に徹底を周知するとともに、管理職による確認を行っていきます。
(代表課) 総務部 総務課	(2) 伝票起票について 会計事務上の負担行為伺票、調定票の未起票が大変多い状況でした。未起票によって、監査資料の数値が不正確なものとなり、適正な監査ができない状態となっています。 起票にあたっては、会計課からの通達を十分確認し、適切な時期に正確に処理してください。	規則、マニュアル等に則って、負担行為伺票及び調定票の起票を行い、適切な事務処理を行っていきます。 これまでも指摘を受けている事項ですので、再度繰り返すことがないよう、改めて庁内に徹底を周知するとともに、管理職による確認を行っていきます。
学校教育部 学校教育課	(3) 郵便切手等の取り扱いについて 各学校の切手等の調査において、所有者不明の印紙を所持していたり、過剰な枚数の切手の所持をしている学校がありました。過去の定期監査においても指摘しておりますので、適正な管理に努めてください。	印紙については、PTAの物で、一時的に学校事務室においてお預かりしていたものであり、すでにPTAにお返ししています。 また、切手については、入試等の書類提出期限が近く、不測の事態を考え、若干保有数が多くなっていました。各学校へは、既に教頭会等とおし適正な管理を図るよう指示をしています。

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
企画部 移住交流推進課	(1) 移住体験住宅の運用について 行政財産の目的外使用許可により管理運営をしている移住体験住宅について、要綱・要領には「連続した4日から8日の利用期間」と記載されており実態との相違が見受けられます。当該財産の用途又は目的を妨げない適正な運用が必要と考えます。	移住体験住宅については、目的外使用許可に際し、別途「佐久市移住体験住宅の管理運営に関する事業契約書」を取り交わし、当該契約書に基づいた運用を行っています。 しかしながら、基本となる要綱・要領と当該契約書において、齟齬が生じる部分があることから、今後実態に合わせて要綱・要領を見直すとともに、引き続き当該財産の用途又は目的を妨げない適正な運用を図ります。
福祉部 子育て支援課	(2) 保育料の未納者に対する事務処理について 保育料の未納者に対して、佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に則さない事務処理がされていました。関係法令を再度確認し、適切な対応に努めてください。 また、現年分保育料滞納分に係る特別徴収については、公平性の観点を十分認識して検討することが重要であると考えます。	保育料は、強制的公債権に該当し、佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき、延滞金や督促手数料を徴収しなければなりません。しかし、確認できるところで、旧佐久市においては、平成9年度以降は徴収していない状況です。延滞金等を徴収をしていなかった理由は不明ですが、今後は、条例に基づき、適切な事務処理を行っていきます。 市では、保育料の納入方法は、口座振替を推奨していますが、基本的には納入者の意向を尊重しています。一方で、未納が続いている納入者に対し、法令では現年分の保育料について、児童手当からの特別徴収を行うことができると定められています。公平性の観点とともに、未納額を増やさないための対策の一つとして、児童手当からの特別徴収について、他自治体の実施状況も確認しながら検討していきたいと考えています。 なお、納入者からの申出による児童手当からの徴収は以前より実施しています。
経済部 耕地林務課	(3) 財産区区域内交付金の取り扱いについて 佐久市財産区区域内活性化交付金交付要綱が制定されましたが、各財産区からの申請が、交付金対象事業に該当するかどうかの審査を適正に行うため、交付基準となる内規の再整備が早急に必要と考えます。	内規は、各財産区からの申請が交付金対象事業に該当するかどうかの審査を適正に行うため整備したのですが、新年度に向けて、財産区担当部署と連携を図り、交付基準となる内規の再整備を行いました。
学校教育部 学校給食課 (北部給食センター)	(4) 設備改善計画の検討について 当該給食センター以外と比較して修繕料が著しく多い状況のなか、主に蒸気管破損による修繕が多いとの説明でした。安定した給食の提供と調理員の安全確保が必須であることから、抜本的な設備改善計画の検討も必要と考えます。	当該給食センターは、給水される水が浅間水系の硬水で、カルキが多く含まれていることから、ボイラーや蒸気配管が傷みやすく、平成25年度から数年かけて大規模な蒸気配管修繕を行いました。 また、平成30、31年度には、ボイラー2基の更新のほか、硬水を軟水にするための水質改善装置を設置するなど対応してきたところです。 しかしながら、現状においても原水をそのまま給水しているため抜本的な対応が難しいことから、今後も引き続き、安定した給食の提供と調理員の安全確保に努めるように、設備改善の修繕等を計画的に実施していきます。

3 「財政援助団体等監査報告」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
福祉部 高齢者福祉課	あいとぴあ臼田 指定管理者に対する「指定管理者モニタリングレポート」の結果によると、令和4年度および令和5年度共に全てA評価（良好）でありましたが、提出されていた報告書類には複数の記載誤りがあり、収支状況報告書についても、指定管理料に合わせて支出額を調整しておりました。 このことから、高齢者福祉課のモニタリングは、適切なものとは言えない状況が確認されましたので、実績、実状に則した適正なモニタリング評価が必要と考えます。 また、佐久市臼田総合福祉センター条例等により指定管理者が貸館業務を行っていますが、地元の臼田公民館学習グループからの使用申請、および使用料の減額（免除）申請を年間一括で受付、承認と簡略化しており、他の市内の公民館事業の取り扱いと大きく異なるため、公平公正の観点からも事務手続き等の見直しが必要と考えます。 長年、指定管理者として指定している経過がありますが、多くの事業所が使用している施設であることから、改めて指定管理者と連携を図りながら、現地の状況を十分確認し、より適正な施設の管理運営を行ってください。	指定管理者モニタリングレポートについては、指定管理者からの報告書類の様式を明確化し、記載内容の確認を行います。 また、公民館学習グループの申請受付業務については、所管課であります生涯学習課とともに、今後の事務手続きの取扱いについて協議します。 今後も、指定管理者とモニタリングレポートにより、施設の課題解決やサービス向上が図れるよう連携し、適正な施設の管理運営を行っていきます。